
学術論文

放送番組二次利用の著作権許諾制度に関する研究

A study on the copyright authorization system of secondary usage of
broadcast programs

キーワード：

放送と通信の融合，著作権，著作隣接権，裁定制度，放送番組

Keyword：

Digital Convergence, Copyrights, Neighboring Rights, Compulsory License, Broadcast Programs

東京大学 樺島 榮一郎

University of Tokyo Eiihchiro KABASHIMA

要 約

本論文は、放送用番組の二次利用、特にインターネット配信の著作権許諾問題を論じる。多くの場合、放送番組の権利者は放送事業者だが、番組で使われた脚本や音楽、実演等は、それぞれ著作権者が権利を持ちつづける。放送事業者が放送用に番組を製作する場合は、これらクラシカル・オーサーの権利の制限という優遇措置と、著作権等管理事業者との年間包括契約により、逐一許諾は必要ない。番組を放送以外で二次利用する場合、改めて各権利者の許諾が必要となるが、製作時に交渉を行っておらず、使用料規定もなく、著作物特定、権利者搜索、個別交渉が必要になる。これが、番組の二次利用を妨げる原因である。放送事業者優遇の法理を考察すると、業務実態反映論は、番組制作会社等、放送事業者以外にも番組制作が可能であることから、成立しない。公共的役割論も、ユニバーサルサービスの費用を権利処理費用の低減で賄うという、論理が成立しえない。新しい法理は、多様なメディアで放送用著作物を利用しやすくすること、すなわち著作物のユビキタス化が適切である。そのために、裁定制度の努力義務を、著作権等管理事業者のデータベースの検索のみにし、補償金も著作権等管理事業者に委託している権利者の受取額と同額とする。これにより、集中管理へのインセンティブが働くと同時に、利用者は、アウトサイダーの権利も集中管理委託の権利と同等に扱うことができる。

2007年1月15日受付 2007年4月23日受理

Abstract

This paper discusses problems related to the copyright authorization system of secondary usage of broadcast programs. In many cases, copyright holder of a broadcast program is broadcaster, but each author still hold on copyright of scripts, music, and performances used in the program. When broadcasters produce programs for broadcast, the restriction of classical authors' rights as special treatment by copyright law and umbrella agreements with copyright management business operators make broadcasters use copyright works in programs without authorizations. Thus broadcast programs are used secondary outside broadcasting, each authors' authorization is needed anew. But identification of copyright works and search for authors and negotiations are needed because lack of contacting author in producing programs and no royalty rules. This is the cause of hindering secondary usage of broadcast programs. The legal rationales which deliver the special treatment for broadcasters are the reflection of business realities and the universal service. The reflection of business realities does not hold true because non-broadcaster, for example program production companies, can produce programs for broadcasting. The universal service theory also does not work because it is strange rationale to cover cost of universal service by lowering copyright authorization fee. New legal rationale should be the easily accessibility of broadcast programs in many media and achieve the ubiquitousness of contents. For this purpose, imposed requirements to search authors for applying for compulsory license should be to search copyright management business operator's database only. And the compensation is equal to the amount which is received by authors who consign to copyright management business operators. In this scheme, the incentive works for authors to consign to collective copyright management and user can treat collective copyright management outsiders the same as insiders.

1. はじめに

放送番組のインターネット配信による利用は、ブロードバンドのキラコンテンツであると言われ、事業化に向けてさまざまな試みが行われてきたが、現時点の日本においては、成功をしているとは言いがたい。事業化の試みの経験から得られた問題点のひとつが、番組のなかで使われているさまざまな著作物の利用許諾を得ることが困難であるために、配信できるコンテンツが限られてしまうということであった。

この問題を解決すべく、政府や関係団体は、2005年ごろより、5節で後述するような、番組のストリーミング配信の使用料ルールの策定や、著作隣接権の集中管理を発表している。しかし、これらのルールだけでは、放送番組の配信がビジネスとして機能するには不十分であると筆者は考える。本論文は、放送番組の配信を早急にビジネスとして成立させるために必要な制度について考察する。考察は、法と経済学の立場から行い、対象とする制度には、法のみならず、運営上のガイドラインや慣習といったソフトローの部分も含むものとする。このため、解釈論、立法論に二分して考察を行う伝統的な法学の議論とはやや異なるものとなる。

本論文の構成は以下のとおりである。2章で、放送用番組と権利処理の問題点を整理する。3章では、2章で問題として明らかにした、著作権法に放送事業者の優遇措置が設定されている理由を批判的に検証する。4章においては、著作権法の放送の取り扱いについての、新しい法理を検討する。5章では、新しい法理を実現する制度を具体的に提案する。

2. 問題の所在と整理

本章では、放送番組がインターネットに配信されにくい理由を、著作権法に関連して整理する。

放送用番組は、日本の著作権法上、映画の著

作物と位置づけられる（著作権法第2条第3項）。映画の著作権は、法人への帰属と、製作者¹⁾への帰属の二通りを考えることができる。法人著作は、第15条1項に基づく。すなわち、ニュース番組やスポーツ中継等は、①使用者の発意、②従業員が作成、③職務上の作成、④法人の名義、⑤従業員の著作物とする定めがない、という法人著作の要件に当てはまり（加戸、2006：144-151）、放送事業者もしくは制作会社に著作権が帰属する。ドラマなど、法人著作以外の放送用著作物は、29条に基づき、映画製作者に著作権が帰属するとされ、多くの場合、製作者の役割を果たす放送事業者もしくは制作会社に著作権が帰属する。放送局と番組制作会社のどちらが著作者であるかどうかに関する条件については議論があるが、多くの放送番組の著作者が放送局もしくは制作会社であると言えるだろう。また、放送事業者及び有線放送事業者は、著作隣接権者でもあり、複製権、再放送権及び有線放送権、送信可能化権、放送の伝達権を専有する（第98～100条の五）

しかしながら、映画の著作物は、放送局もしくは制作会社の許諾だけでは利用できない。第16条により、原作を書いた作家や脚本家、映画内の音楽の作詞家・作曲家といったクラシカル・オーサーと呼ばれる著作者も、それぞれ著作権を保留している。また、実演家、レコード製作者も、映画内で使われた実演や商業用レコードに関して著作隣接権を保留する。このため、映画を使用するためにはクラシカル・オーサー及び著作隣接権者の許諾が必要となる。

しかし、番組を放送で利用する場合は、インターネット配信等の他の利用方法とくらべて、著作権法上の優遇措置や、契約の仕組みにより、クラシカル・オーサーや著作隣接権者から許諾を得なくともよい支分権がある。

著作権上の優遇とは、以下のようなものである。第一に、公衆送信権の許諾が得られている場合、放送事業者と有線放送事業者は、6ヶ月間の一時的固定を行っても録音・録画権を侵害となら

ない（第44条）。この規定は、著作隣接権にも準用される（第102条）。さらに、一時的固定とは別に、実演家の録音・録画に関する著作隣接権は、期間を定めず制限される（第93条）

第二に、商業用レコードを放送事業者と有線放送事業者が放送で使用する（商業用レコードの二次使用）に関して、レコード製作者、実演家の権利は送信可能化権ではなく、報酬請求権となっており、許諾が不要である。また、二次使用料は文化庁長官の指定団体によって受け取ることが示されている（第95条、第97条）。この指定団体による集中管理により、放送事業者の支払いの手間を減じている。

第三に、放送を受信して有線放送で再送信を行う場合、著作隣接権は制限される。実演家の放送権および有線放送権は、放送を受信して有線放送で再送信を行う場合には及ばない（第92条第2項第1号）。

第四に、再放送やネットワークでの利用など、許諾した放送に関連した使用の場合、実演家の放送権及び有線放送権が制限され（第94条）、放送事業者は、許諾を要求されない。

第五に、放送事業者は、特別の裁定制度が認められており、「著作権者に対し放送の許諾につき協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができないとき」の裁定が認められている（第68条）。

また、放送に関しては、著作権上の優遇以外にも、放送事業者と著作権等管理事業者の年間包括契約（プランケット契約）の合意が成立しており、許諾が不要になっている部分がある。

第一に、音楽の著作権である。NHK、地上波放送事業者、衛星放送事業者、放送大学、有線放送事業者は、JASRACとe-Licenseなどの音楽著作権の管理事業者と、年間包括契約を結ぶことが可能であり（JASRAC, 2005）（e-License, 2006b）、この契約を結んでいる事業者は、放送における音楽の利用に関して、逐一許諾をとる必要がない。

第二に、上記段落第二点で指摘したレコード製作者の報酬請求権の支払いについて、NHK、日本民間放送連盟、有線放送事業者と、社団法人日本レコード協会の間に年間包括契約が成立している。レコードの実演家に関しては、社団法人日本芸能実演家団体協議会（芸団協）の一部門である実演家著作隣接権センター（CPRA）と年間包括契約が成立していて、レコードの二次使用に関して逐一許諾を得る必要がない。

第三に、地上放送を有線放送で同時再送信する場合、原作者、脚本家、作詞家、作曲家の著作権に関して、有線放送事業者と、JASRAC、日本脚本家連盟、日本シナリオ作家協会、日本文藝家協会、日本芸能実演家団体協議会との5団体の間で、包括契約が成立しており、これも、逐一許諾を得る必要がない。

しかし、放送番組をインターネットで配信する場合は、著作権法では自動公衆送信とみなされ、放送の優遇措置を受けられない。このため、使用された著作物の個別の権利処理が必要となる。放送番組は、優遇措置により製作時に権利処理を行う部分が少ないことから、使用された著作物に関する記録がない場合も多く（一説には80%が楽曲のリストがないという）、番組を見直して音楽などの著作物を特定することからはじめ、クラシカル・オーサーである著作権者・著作隣接権者を発見し、交渉を行う必要がある。特に、外国の楽曲を使用している場合には、放送以外の使用では、映画録音権（シンクロ権）があるため、個別に外国の著作者と交渉を行う必要がある（板垣, 2002）。

このように、放送での著作物の使用に権利処理の優遇措置があるが故に、放送番組を配信するためには、許諾を得るために多大な費用がかかることが多い。これが、放送番組をインターネットで配信する際の、著作権に関連した最大の問題となっている。

なお、2006年12月の著作権法改正では、地域を限定した自動公衆送信の再送信にも、実演家及

びレコード製作者の権利を制限して許諾を不要とし、補償金の支払いを義務付ける、有線テレビジョン放送と同等の優遇措置が設けられた。これは、地上波デジタルのユニバーサルサービスをIPマルチキャスト放送²⁾を使った再送信で実現するために行われた極めて限定的な改正であり、上記で指摘した問題の根本的な解決に寄与するものではないと言える。

3. 放送優遇の法理の考察

この節では、著作権法が放送を優遇している理由について、考察を行う。

著作権法が、放送事業者の業務を優遇している法理としては、以下の2つがあげられる。

第一に、放送業務の実態を反映したというものである。加戸(2006)は、44条の放送事業者等による一時的固定について、「我が国における放送界や有線放送界の実態に鑑み～中略～放送又は有線放送の許諾とは別にそのための録音・録画に関し著作権者の許諾を得るべきものとすることは適切でないので、放送事業者又は有線放送事業者によるこのような一時的固定を認める」と説明している。

第二は、放送は公共的役割を果たしているから、著作権法上での優遇措置を与えるというものである。ここで言う公共的役割とは、放送および有線テレビジョン事業者に課せられた、放送される内容に関する規制および義務と、努力目標としてのユニバーサルサービス、である。前者の放送される内容に関する規制および義務とは、放送法の「第一章の二 放送番組の編集等に関する通則」で示され、公安・善良な風俗を害さない、政治的に公平、事実に基づいた報道、多くの角度からの論点提示、教養番組・教育番組・報道番組・娯楽番組の調和、視覚障害者に対するナレーションや字幕の設置などである。後者の努力目標としてのユニバーサルサービスとは、一般に「あまねく放送」などと呼ばれ、放送法第二条の二第6項、放

送事業者は「その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるように努めるものとする。」に示されている。有線テレビジョン放送事業者は、内容規制の一部と、あまねく放送は課せられていないが、電波の届きにくい難視聴地域において、地上波放送の再送信の義務を負い（有線テレビジョン放送法第十三条第1項）、間接的に公共的役割の一端を担っている。

放送の公共的役割ゆえに、著作権法上の優遇措置があるという論は、著作権分科会法制問題小委員会の報告書に、「有線放送事業者は、有線テレビジョン放送法を背景とした公共性等により、著作権法において、利用者側にとって一定の有利な取扱いがなされている。」（文化審議会著作権分科会法制問題小委員会、2006）等の記述があり、立法者には明確に意識されている。法学者では、田村（2001）が、商業用レコードの放送等に対する二次使用料請求権について「禁止権を認めず、報酬請求権に止めたのも、放送、有線放送が公共への文化の伝達に貢献するものであることに鑑み、レコードの利用の便宜を優先したためである。」と記述している。これも、放送が内容規制も含んだユニバーサルサービスであるため、クラシカル・オーサーの著作隣接権を制限しているという解釈である、と理解できよう。

しかしながら、上記2つの法理を元に、放送事業者に著作権法で優遇を与えるのは、適切とは思われない。

第一の、実態論に関して言えば、著作物の利用者の事業上の都合で、権利の制限が行われるという論理には、強い違和感がある。放送事業者にだけ、このような論理が許されているのであるから、放送事業者の行う番組制作は、権利制限を行わなければならないほどに特別に困難なものであるはずであるが、そのような事実は見られない。現状の民放キー局の番組制作の平均割合を見ると、24.9%が著作権法上の優遇措置のない番組制作会社等による制作である（総務省、2006）。つまり、優遇措置がなく、通常の許諾を得る作業が

必要になったとしても、十分なクオリティの番組が制作できることは明らかである。また、番組内で利用する著作物の把握も可能になっている。インターネット配信で一番の障害となる音楽に関しても、すでに、NHKは番組内で使用する楽曲を全曲、著作権管理団体に報告しており（e-License, 2006a）、民放に対しても、全曲報告を行うよう、著作権管理団体より働きかけが行われている（長谷川博＝日経ニューメディア, 2006）。

第二の、放送には公共的役割があるから著作権法上の優遇措置を与えるという論も納得しがたい。

放送事業者の公共的役割の論拠を、塩野（1989）は以下のように整理している。すなわち、（１）放送は国民財産の電波を独占的に使用する（２）電波の有限性により寡占化する、（３）視聴覚に訴え（４）娯楽性が強く、（５）居室受信であることによる強い影響力がある（「お茶の間理論」）、（６）放送における競争原理は画一性、質の悪化をもたらす。これを前提とするならば、放送の公共的役割は、放送という事業の性質に伴う、言い換えれば放送免許の取得に伴う、放送事業者の責務であるといえ、改めて著作権法による優遇措置を受けるべきものではない。

あまねく放送、すなわち弱いユニバーサルサービス義務についてはどうか。現状を鑑みれば、地上波放送が、基幹放送の役割³⁾を果たしていることは明らかであり、少なくとも今後数年の間に限定すれば、地上波放送事業者がユニバーサルサービスを求められ、有線放送事業者が地上波の再送信を求められることは、適切であると考えられる。しかしながら、ユニバーサルサービス義務の対価が、著作権の許諾における優遇であるというのは、疑問がのこる。確かに許諾をとる必要がないことにより取引費用を減じて、番組制作費が低減できようが、ユニバーサルサービスの対価としては極めて不十分な額であろう。そもそも、ユニバーサルサービスの対価として、著作権の許諾を優遇するという論理が成立しない。この論が認め

られるとすれば、放送のユニバーサルサービスの費用を、権利制限により収益の機会を減じられている著作権者が負担していることになる。両者は全く別の体系であって、それぞれに、最適な解決策を確立すべき問題であることは明らかであろう。

4. 新しい法理：ユビキタス化

前章で、著作権法上の放送事業者の優遇に関する法理を考察したが、いずれも、論拠に乏しいと考えられるものであった。明らかに、放送に関連した著作権許諾のあり方に関しては、新しく指針となる理念が必要である。

筆者は、さまざまなメディアで放送用の著作物を利用しやすくすること、つまり、放送用著作物のユビキタス化を実現することが、著作権法の放送に関する法理として適切である、と考える。

特に新しく、「ユビキタス」という語を用いるのは、以下のような背景からである。知的財産大綱をはじめとして政府の文書には「コンテンツ（著作物）の円滑な流通の促進」という言葉が散見されるが、これまで法理というレベルでは意識されてこなかった。これは、「円滑な流通の促進」の内容が、現状の流通を前提にした具体的な、ある意味、現状の問題に対する受動的な施策の提示に限られていて、目的や価値といった高いレベルでの認識・記述がなかったことと無縁ではない。「円滑な流通の促進」を、権利者のみならず利用者および消費者も含めた社会全体の便益を考慮に入れた高いレベルの目標から見直し、新たに認識しなおすべきであり、このために、新しく「ユビキタス」の語を用いる。

ユビキタスの法理の第一の目的は、放送番組を、今後も次々に登場するであろう新しいメディアも含めて、あらゆるメディア、空間、時間で積極的に流通させ、消費者も含めた社会全体の便益を上げることである。優れたコンテンツに低い取引費用で接することが可能な環境は、「文化の発

展に寄与する」という著作権法の目的に合致するものである。また、ユビキタス化は収益の機会を拡大し、著作権者・著作隣接権者の収入を増加させる可能性がある。「一次流通市場が縮小する中、マルチユース市場は2003年までの3年間、年平均2000億円ずつ拡大している」（総務省情報通信政策研究所、2005）という。放送番組も、著作権の処理が容易になり、マルチユースの機会を得られれば、より多くの収益が見込め、制作費の増大に伴う著作物の質の向上も期待できる。携帯電話や携帯ゲーム機の進化と普及に見られるように、ユビキタス環境を追求することによるビジネスチャンスは、今後、非常に大きな可能性があると言える。さらに、ユビキタスという概念のなかには、海外での展開も含まれる。地域のメディア特性に合わせて柔軟に対応できるように、メディアに縛られない権利処理のスキームを形成し、日本のコンテンツの視聴の機会を増やすことは、現在の政府のコンテンツ政策にも一致するものである。

第二に、コンテンツを特定のメディア、流通で縛らず、時代や技術の変化に応じて、著作権者・著作隣接権者のみならず、流通事業者などの著作物の利用者也積極的にコンテンツの新しい利用法、流通を試行錯誤して事業化することができるよう環境の実現を目的とする。試行錯誤が多ければ、成功するビジネススキームの発見も早くなり、今後の、さらに速度をあげるであろう技術革新と、多様化するメディア環境への迅速かつ柔軟な対応が可能になる。利用者による試行錯誤の成功例としては、通信カラオケと携帯電話の着信メロディがあげられる（樺島、2004）。

第三は、できるだけ簡便な制度により、コンテンツの流通の自由を可能することである。「円滑な流通」で言及されるような、既存の流通を前提にしたカスタマイズ的なものではなく、できるだけ簡便で、汎用性がある制度を構築することが、前出の二つの目的を達成するためにも不可欠である。

5. ユビキタス化を推進する仕組み

第2章で整理した問題を経済学的な観点から説明すると、ユビキタス化を妨げている要因は、著作権者および著作隣接権者を特定し、搜索し、交渉し、許諾を得るための、取引費用が多額であり、かつ、その費用が予想できず、利用者がそのほとんどを負担する必要があることにあると言えよう。

したがって、ユビキタス化を実現する制度は、取引費用を低減し、利用者が無限に取引費用を負担する可能性がある現状を改め、利用者の取引費用負担を一定の範囲内に限定するものである必要がある。

単純に考えれば、放送以外の利用許諾を困難にして番組のユビキタス化を妨げる、著作権法の放送に関連した優遇措置を廃止することが考えられる。これにより、映画と同じく、実演家のワンチャンス主義が適応され、製作者に権利が集中されやすくなる。その他の権利についても、番組制作時に、二次利用も含めた許諾を得るか、最低でも、使用した著作物のリストの作成保存を促進することが期待できよう。しかし、以下の理由から、実際には廃止は困難であると考えられる。

第一に、日本の著作権法の過去の改変を振り返ると、発生した問題に対して最小限の対処を行うという考え方で改変が行われてきており、産業政策の考えに基づく改変は行った実績がないことがあげられる。現在の、著作権法の形成に関与する、文化庁や法学者、業界団体等の議論を見ても、問題に対するが対処が中心であり、今後も、狙いを持った戦略的な改変を期待することは、残念ながら困難であろう。

第二に、放送業界の反対が予想される。著作権法に関する議論では、業界団体が強い発言力を持ってきた。放送業界もその例外ではなく、現在の優遇措置の廃止には、強く反対するだろう。

第三に、条約の存在がある。一時的固定を行っても録音・録画権を侵害とならない著作権法第

44条は、ベルヌ条約第十一条の二〔放送権等〕(3)に対応している。同じく放送に関わる著作隣接権の制限は、「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」第十五条に対応している。日本も各種の著作権に関連した条約に加盟している以上、これらの条約の趣旨を尊重する必要がある。

また、上記の著作権法の改正の困難さに加えて、許諾を得るためには権利者と利用者の個別の交渉になり、対価も一律に決まらないことから、取引費用の低減、利用者側の取引費用負担の限定という観点からもさほど効果が望めるものではない。著作権法の放送優遇措置は廃止されるべきだが、実現性およびその効果の面から見て得られる効果は少ないと考えられる⁴⁾。

ユビキタス化を推進する第二の方法としては、著作権法以外の慣習や制度といったソフトローの部分改善することが考えられる。特に期待できるのは、集中管理の促進と、番組の二次利用の場合の集中管理団体使用料規定の策定を進めることである。これにより、許諾の交渉も不要になり、使用料も規定に基づいた一律のものとなることから、取引費用逦減と利用者の負担限定に優れている。また、樺島（2004）で指摘したように、技術革新への対応に優れていることも利点である。

大きな法改正が困難であることもあって、現在のところ、集中管理のルールを整えることがほぼ唯一、ユビキタス化の達成を期待できる方策となっている。これは、多くの関係者の認識するところであり、2005年ごろから、集中管理に関連したさまざまなルールや団体の整備が行われつつある。テレビ番組の二次利用に関する使用料規定の形成は、2005年3月の放送局制作テレビドラマ番組をストリーム配信する場合の一年間の使用料暫定合意（日本経済団体連合会ブロードバンドコンテンツ流通研究会、2005）を経て、2006年3月に、「放送済アーカイブコンテンツの“蔵出しルール”に関する権利処理ワークフロー確認書」（財団法人マルチメディア振興センター、2006a）

という、大まかなルールが策定され、恒常的な使用料規定が策定される手前まできている。これらは、いずれも対象をストリーミングに限定しているが、ストリーミングで実績を示すことによって、他の利用形態もルールが形成されていくと考えられる。また、日本レコード協会と日本芸能実演家団体協議会は、実演家の著作隣接権の集中管理を2006年4月より行うとしている（日本経済新聞、2006a）。

しかし、使用料および集中管理のルールが十分に整備されたとしても、すぐにテレビ番組のインターネットでの利用が始まるとは考えにくい。実際、2005年の、放送局制作のテレビドラマをブロードバンド配信する場合の一年間の使用料暫定合意に基づく番組配信は、極少数にとどまっている。

利用されない理由として、一般にアウトサイダー問題と呼ばれる、集中管理団体に属していない、もしくは属していても態度を留保している権利者に関連する問題がある。特にテレビ番組では、実演家の著作隣接権が問題で、有力な実演家が属するマネジメント事務所をはじめ、少なからぬ著作隣接権者が集中管理団体に権利を委託していない。このため、ルールに従って使用料規定を支払っても、結局は、集中管理団体に所属していない著作隣接権者と、改めて個別に交渉を行い、許諾を得なければ番組の利用はできない。さらに、マネジメント事務所のなかには、インターネットでの利用に関して、顔写真ですら、拒否しているところもある。有力な事務所は、現在の地上波テレビ放送のビジネススキームで、十分な収益を上げていることから、新たなビジネスでリスクを冒す必要がない。このため、ビジネススキームが確立していないネットでのテレビ番組の利用を、許諾しないという判断をしているものと考えられる。

このような状況から、現時点で、アウトサイダー問題を解決するために、なんらかの行政的な介入も考えられよう。この理由は以下のとおりで

ある。第一に、権利処理のプラットフォームな未整備な現在、プラットフォームの迅速な形成を促すことである。コンテンツ業界内で、なるべく例外なく集中管理団体に委託する慣行をつくるきっかけとする。内藤（2004）も指摘しているように、コンテンツ業界では、典型契約という形の慣習が重要な役割を果たす。一度、慣習ができれば、改善するのが難しくなるほどの強制力が働く。

第二に、アウトサイダーの得る利益は、テレビ業界のプラットフォームのフリーライド、優越的地位の濫用によるものと考えられることである。利用者が取引費用をかけても、アウトサイダーの著作物や実演を二次利用したいと思うのは、番組に不可欠な重要な役割を果たしているためである。こういった地位（名声）は、これまでのテレビ番組での活動実績によって構築されたものである。テレビ業界のプラットフォームを活用することにより、重要な地位を獲得してきたのである。番組に不可欠で取引必要性があることを前提に、許諾を行わない、もしくは許諾交渉を有利に進めることは、番組権利者に損害を与えるだけにとどまらず、日本のコンテンツ産業全体の競争力を弱める要因となっている。

第三に、マルチユースがさらに広がり、複雑化する今後の許諾のあり方を考えれば、集中管理を前提とした、データベースによるオンライン許諾を積極的に進めていく必要が挙げられる。このような仕組みの必要性は、多くの関係者に共有されており、放送番組の二次利用に関しては、2002年度から2005年度までの間行われた、総務省権利クリアランス実証実験システムや、放送番組の他番組内での部分利用の際の権利処理を対象とした、映像実演権利者合同機構/PREの番組部分利用申請システム、等が構築されている（財団法人マルチメディア振興センター、2006b）。ITを生かした権利処理システムの重要性が増すほど、アウトサイダーの問題は、相対的に大きなものとなり、システムを構築するスピードとインセンティブを減じてしまう恐れがある。著作権等管

理事業者に権利を委託し、たとえ利用を拒否する場合があっても、その旨を記して、データベースに権利情報を掲載することは、株式を公開したものが有価証券報告書の提出を求められるように、コンテンツ・ビジネスに参加するものとして、市場に参加するための必須の要件であり、当然、負担すべき費用であるといえよう。

筆者が提案する具体的な介入方法は、優越的な地位にあるアウトサイダーが有利になることがないように、集中管理団体に権利を委託している著作権者・著作隣接権者とアウトサイダーが平等な条件になるように、著作物の利用に関して文化庁長官が行う裁定制度を改善することである。現状の裁定制度では、利用者が裁定に申請する前に、著作権者と連絡する「相当な努力」を求められる。文化庁は、①名前からの調査、②利用者を通じた調査、③一般又は関係者への協力要請、④専門家への照会、⑤著作権等管理事業者等への照会、を「相当な努力」の例として示している（文化庁、2005）。また、補償金の額は、利用者から提出される、利用方法、補償額に関する情報などを参考に、文化審議会に諮問して決定されるが、これらの手続きに3ヶ月かかる（文化庁、2006）。

この努力義務を大幅に簡略化し、認可されている著作権等管理委託事業者のオンライン上のデータベースで見つからなかった場合に、裁定申請を可能にするのである。また、利用者が支払う補償額は、その分野で最大のシェアを持つ著作権等管理委託事業者の使用料規定から手数料を引いた額（つまり集中管理団体に委託している権利者が受け取る使用料と同額）として、後日、権利者より申請があった場合には、補償金から文化庁の手数を引いた額を権利者に還付することとする（文化庁の手数料の分だけアウトサイダーは使用料が減る）。著作権等管理事業者に、委託していない権利に関しては、積極的に、利用させる意思がないとみなし、集中管理に準じた裁定を行うのである。

この改善は、利用者の立場から見ると、アウ

トサイダーと集中管理委託者を事実上、同等に扱うことができ、著作物の代替性の欠如を背景にした、アウトサイダーの影響力に起因するリスクを大幅に減じるものと言えよう。権利者から見ると、従来から著作権等管理事業者に権利を委託している権利者は、すべて従来通りで影響を受けない。しかし、アウトサイダーは、委託権利者が著作権等管理事業者からの定期的な使用料振込みと報告が受けられるのに対して、裁定により自らの権利が利用され補償金が支払われているかどうか、文化庁への定期的な問い合わせと補償金受け取り申請等が必要となり、取引費用が増加する。このため、集中管理への参加にインセンティブを持つことになるだろう。この、裁定制度の改善は、たとえば数年間でも、プラットフォームの形成、集中管理への委託の慣習化やデータベース化促進、といった狙いを達成する十分な影響力を持つと考えられる。このため、5年程度の時限措置も考えられる。放送のみならず音楽でも見られたように、メディア新技術に関して日本の権利者は、既存のビジネスでの収益を前提に、Christensen (1997) が言うところのイノベーションのディレンマに陥り、新技術を使った国際的な競争や消費者の利便性の向上を遅延させる可能性がある。このため、新技術を使った競争を促進することにより、積極的に国際的なプラットフォームの形成を狙い、メディア技術の変革期には、政府もしくは文化庁が技術変革期を宣言し、一時的に、実質上すべての著作物を集中管理下に置くことができる裁定制度を導入することも考えられよう。

この裁定制度の改善を効果的に機能させるには、付随して、いくつかの制度の改善も必要となる。第一に、著作隣接権も裁定制度の対象となるように、対象を著作権のみに限定している67条の改正が必要である。現在のところ、むしろ著作隣接権の処理が問題になる場合が多いので、これは、上記の、裁定制度を通じた集中管理化促進措置を行わないとしても、早急に改正が必要になる部分である。

第二に、裁定制度が使用料規定の存在を前提としているため、使用料規定の早期決定を支援する仕組みが望まれる。使用料規定が決まっていな場合、通信カラオケと携帯電話着信メロディでは、利用者と権利者が交渉を行いつつ、先行して利用を認め、使用料規定が合意された後で、遡及して使用料を請求してきた(樺島, 2004)。しかし、今回のテレビ番組のネットでの利用に関しては、1990年代後半からビジネスが志向されていた一方で、先行利用が認められず、その後10年かかっても、完全な使用料規定の整備に至っていない。これは、当事者同士の交渉の限界を示していると言え、使用料規定の交渉に関して、諸外国の状況や弾力性に基づいた需要予測といった情報を提供したり、最終的には裁定を行う第三者の役割は少なくないと考えられる。文化庁や政府などが、この役割を積極的に担うか、それが困難であればADR制度を設けることも考えられよう。

第三に、権利処理交渉の過程に対する公正取引委員会の監視を強める必要がある。制定制度や、放送局制作テレビドラマ番組をストリーム配信の使用料暫定合意スキームの利用者が少数に留まっている一因は、その後のビジネスで周囲から不利な扱いを受ける可能性があることがある。従来から、有力なマネジメント事務所のなかには、有力実演家の出演拒否を前提とした出演者の抱き合わせといった、優越的地位の濫用に近いやり方を用いるところもあるとされる。このようなやり方がルール違反で、権利処理交渉も監視されているという明確なメッセージを政府は打ち出す必要がある。

このような付随する制度の改正を行えば、裁定制度の努力義務の変更は、かなり、有効に機能するものと思われる。

6. おわりに

本論文では、放送用番組の二次利用、特にインターネットでの配信についての権利処理の問題

について論じた。

この問題は、政府をはじめとして幅広く議論が行われている。文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（2006）の議論や日本経済新聞（2006b）の記事では、2006年12月の著作権法改正で地域限定のIPマルチキャスト放送による地上波デジタル放送の同時再送信のみに認めた、放送と同等の優遇を、より広い範囲の通信に適應することが、放送番組のインターネット配信の事業化のための重要であると考えていることが読み取れる。知的財産戦略本部（2006:101）の「知的財産推進計画2006」では、放送用番組の二次利用に関連する提言として「マルチユースを想定した契約を普及し、権利の集中管理を進める」ことが挙げられている。

これに対して、筆者は、著作権法の放送優遇の法理から考察を進め、放送事業者に対する優遇措置には、正当性がないことを明らかにし、それ変わる、放送に関連する著作権法の新しい法理として著作物のユビキタス化を認識すべきことを示した。また、それを実現する方法として、データベースに収録されていないことにより申請が可能で、集中管理団体の使用料規定を補償額の基準に設定した裁定制度を、著作隣接権も含めて運営することを提案した。これにより、アウトサイダーに対する、フリーライドの防止と集中管理団体への参加の、強力なインセンティブを提供することが可能になる。これは、これまで漠然と書かれていた「集中管理の促進」「権利情報のデータベース化の促進」に対して、現実性のある、極めて有効な手段を提供するものである。

この提案が容易に実現されるとは思われない。しかし、さまざまな提案をしていくことは、社会科学に関わる者の、社会に対する使命であると、筆者は考えている。今後の、放送の著作物のよりよい流通の、さらには、日本のコンテンツ産業の発展と、消費者がコンテンツに関してより豊かな生活が享受できるように、議論の一助となれば幸いである。

参考文献

文化庁（2005）『著作物利用の裁定申請の手引き』

<<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/c-l/download/tebiki.pdf>> Accessed 2006, October 21

文化庁（2006）『著作権者不明等の場合の裁定制度』

<<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/c-l/index.html>> Accessed 2006, October 21

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（2006）「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（IP マルチキャスト放送及び罰則・取締り関係）報告書（案）」

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/06060713/003.pdf>

Accessed 2006, August 20

知的財産戦略本部（2006）「知的財産推進計画2006」

<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/060609keikaku.pdf>>

Accessed 2006, September 10

Christensen, Clayton M. (1997) The Innovator's Dilemma, Harvard Business School Press, Boston, 225 p (伊豆原弓訳 (2001) 『イノベーションのジレンマ』 翔泳社, 327p)

e-License (2006a) 「日本放送協会(NHK)・日本民間放送連盟(民間放送各社)が行なう放送についての使用料」

<http://www.elicense.co.jp/doc/hoso_200612.pdf> Accessed 2007, March 27

e - License (2006b) 「使用料規程」

<http://www.elicense.co.jp/doc/siyoryo_kitei_20060401.pdf> Accessed 2006, June 27

長谷川 博＝日経ニューメディア（2006）：『解説：JASRACなど3団体、民放事業者に「全曲報告」打診へ、音声認証技術の活用提案』

<<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20060825/246469/>> Accessed 2006, August 30

板垣陽治（2002）「不可能を可能に！放送コンテンツのブロードバンド流通に向けたチャレンジ」『コピライ

ト』2002年12月号 pp.55-57
 JASRAC (2005)「使用料規定」
 <<http://www.jasrac.or.jp/profile/covenant/pdf/royalty/royalty.pdf>> Accessed 2006, June 27
 樺島榮一郎 (2004)「音楽著作物流通と集中管理の可能性」林紘一郎編著『著作権の法と経済学』勁草書房, pp.156-182
 加戸守行 (2006)『著作権法逐条講義五訂新版』著作権情報センター, 950p
 内藤篤 (2004)『エンタテインメント契約法』商事法務, 283p
 日本経済団体連合会ブロードバンドコンテンツ流通研究会 (2005)『映像コンテンツのブロードバンド配信に関する著作権関係団体と利用者団体協議会との合意について』
 <<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005/017.pdf>> Accessed 2006, October 13
 日本経済新聞社 (2006a)「ネット番組配信権利処理簡素化, 許諾業務一括代行へ」『日本経済新聞』2006年2月6日朝刊
 日本経済新聞社 (2006b)「特集一通信・放送枠組み見直し、融合へ制度改革これから」『日本経済新聞』2006年7月18日朝刊
 塩野宏 (1989)『放送法制の課題』有斐閣
 総務省 (2006)『放送の現状』通信・放送の在り方に関する懇談会 (第3回) 配付資料
 <http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/tsushin_hosou/pdf/060221_1.pdf>
 Accessed 2006, August 30
 総務省情報通信政策研究所 (2005)『変貌するコンテンツ・ビジネス』東洋経済新報社, 196p
 玉井克哉 (2005)「アメリカ著作権法における権利失効原則」『InfoCom REVIEW』vol.37 情報通信総合研究所
 田村義之 (2001)『著作権法概説第2版』有斐閣
 山下東子 (2000)「テレビ放送における「基幹放送」の条件とその変化」『公益事業研究』第52巻第1号 公益事業学会

財団法人マルチメディア振興センター (2006a)『放送済アーカイブコンテンツの“蔵出しルール“に関する権利処理ワークフロー確認書』
 <http://www.fmmc.or.jp/ryutsuWF/pdf/housouzumi_a-kaibu.pdf>Accessed 2006, April 10
 財団法人マルチメディア振興センター (2006b)『平成17年度ユビキタス時代における放送番組等デジタルコンテンツのネットワーク流通促進に向けた権利クリアランスの円滑化等に関する調査報告書』
 <<http://www.fmmc.or.jp/report/058.pdf>>Accessed 2006, October 19

注

- 1) 本論文では「製作」を企画・プロデュース、「制作」を実際にコンテンツを作る作業、の意味で用いる。
- 2) IPマルチキャスト放送とは、一般のインターネットを使用するものではなく、ヘッドエンドと各地域電話局を結ぶNTTのIPv6地域IP網を使って放送データを送り、各受信世帯のセットトップボックス (ケーブルTV等のデータをテレビ視聴用に変換する装置。以下STB) でデータを変換して一般テレビ用を見するというケーブルテレビ的なものである。
- 3) 基幹放送とは、番組内容では、教育、教養、報道、娯楽番組の調和を求める総合編成、ハード面ではユニバーサルサービス、を併せ持つ放送である。法律など、公的な制度に根拠があるわけではなく、放送事業者自らが主張したり、郵政大臣の設置した懇談会の議論のなかで、出てきた概念である。詳しくは、山下 (2000) 参照のこと。山下は、将来的には、デファクトスタンダードにより基幹放送が決定されるだろう、と予想している
- 4) 他に、取引費用を低減し、利用者側の取引費用負担を限定する仕組みとして、アメリカの3年権利不行使による失効制度 (3年時効制度) がある。これを日本に導入することも検討してもよいのかもしれない。詳しくは玉井 (2005) を参照のこと。